

立 川 市 都 市 計 画 審 議 会

令和7年6月30日（月）

○日 時 令和7年6月30日(月曜日)午前10時00分

場 所 立川市役所302会議室

○出席委員(12名)

会 長 4番 古 川 公 毅 君

副 会 長 1番 大 橋 南海子 君

2番 小 野 和 久 君

5番 星 卓 志 君

7番 五十嵐 潤 一 君

9番 伊 藤 美帆子 君

11番 あ べ み さ 君

12番 いしとびかおり 君

13番 門 倉 正 子 君

14番 高 畠 奈 美 君

15番 中 町 聡 君

16番 山 本 みちよ 君

○欠席委員(4名)

3番 嶋 田 貞 芳 君

6番 町 田 修 二 君

8番 葛 城 俊 英 君

10番 藤 田 禎 樹 君

*葛城委員の代理として小楠交通課長が出席

○出席説明員

副 市 長 小 林 健 司 君

都市整備部長 小 林 誠 二 君

都市計画課長 大和田 智 也 君

都市総務係長 鈴 木 隆 義 君

都市計画係長 後 藤 貴 子 君

都市総務係 舘 山 祐 喜 君

都市総務係 永 瀧 友 規 君

都市総務係 小 林 沙奈枝 君

都市計画係 小 澤 竜 也 君

○議事次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

(1) 案件説明会

南武線連続立体交差化計画に関連する都市計画の決定について

4 閉 会

開会 午前10時00分

○古川会長 これより都市計画審議会を開催します。

まず、立川市副市長さんより御挨拶を頂戴いたします。

○小林副市長 皆様、おはようございます。副市長の小林でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、立川市都市計画審議会へ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から立川のまちづくり、審議会の運営につきまして御協力いただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

本日は、先ほどお話がございましたけれども、案件説明が1件、南武線連続立体交差化計画に関連する都市計画の決定についてでございます。詳しくは担当より御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古川会長 ありがとうございます。

次に、委員の出欠と資料について事務局よりお願いします。

○大和田都市計画課長 委員の出欠と資料の確認をさせていただきます。本日は、嶋田委員、町田委員、藤田委員、3名が御欠席でございます。また、立川警察署長の葛城委員につきましては、立川署交通課長の小楠様に代理として参加していただいております。

続きまして、本日使用する資料の御確認をお願いいたします。まず事前に郵送させていただいた資料、「立川市都市計画審議会資料（案件説明）」と、それからパワーポイントを印刷した資料、また、本日机上に配付をさせていただきました本日の次第と参考資料「関係法令（抜粋）」の合わせて4点でございます。お手元に資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、会長にお返しいたします。

○古川会長 お預かりいたします。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 1名いらっしゃいます。

○古川会長 席上に配付しました「傍聴者の方へ」という用紙に、傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることになりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進行いたします。

本日は案件説明となります。南武線連続立体交差化計画に関連する都市計画の決定についての1件でございます。それでは、説明をお願いします。

○大和田都市計画課長　それでは、南武線連続立体交差化計画に関する都市計画の決定等について御説明をいたします。資料がたくさんありまして大変長くなります。よろしく願いいたします。資料はお手元のパワーポイントの資料、それから前の画面にも映しております。前のほうが見やすいと思いますので、そちらを御覧ください。

まず本件につきましては、非公開となる箇所がございます。東京都決定の事項と同じ都市計画手続のスケジュールで進めておりますので、公になっていない事項において時限秘として取り扱わせていただきます。東京都、国立市、それから立川市で同時に公表しますので、それまでの間、取扱いに御注意をお願いいたします。大変恐れ入りますが、傍聴の方には途中で御退席をお願いすることになりますので、御承知おきをお願い申し上げます。

本日の説明は、1、変更対象の都市計画について、2、今回の変更経緯について、3、今回の変更内容について、4、スケジュールについてでございます。

今回対象となる都市計画は合計8件で、うち6件が立川市決定、2件が東京都決定で、今後、東京都から意見照会が来る予定でございます。

①といたしまして立3・5・6号、国立昭島線（立川市決定）です。

②立7・4・5号、西国立駅線（立川市決定）、新規でございます。

③から⑤まで、都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線付属街路第1号線から第3号線、こちらも新規でございます。

⑥都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線、こちらは東京都決定。

⑦立3・4・8号、立川駅国立線、こちらは東京都決定です。

最後に⑧といたしまして、西国立駅西地区地区計画（立川市決定）でございます。

2の今回の変更の経緯について御説明をいたします。これまで西国立駅周辺のまちづくりについては、旧庁舎周辺地域グランドデザインや立川市都市計画マスタープラン、西国立駅西地区地区計画の整備方針に沿ってまちづくりを進めてまいりました。また、令和4年3月には、地域の方々と行政、関係機関等が、まちの将来像を共有することを目的に、今後の本地域のまちづくりの方向性を示した、西国立駅周辺地域まちづくり構想を策定しております。これらに加えまして南武線連続立体交差化計画の進展がございましたので、関連する都市計画の決定・変更を行うものでございます。

ここからは、令和5年8月に東京都、国立市、立川市とJRが合同で開催をしました都市計画素案の説明会の資料を抜粋して、南武線連続立体交差化計画について御説明をいたします。

こちらはJRの南武線谷保駅から立川駅間の平面図でございます。図の右側が川崎方面、左側が立川駅の方面でございます。計画区間内では、矢川通りや立川南通りなどと交差する21か所の踏切があり、このうち青柳踏切は、ピーク時間の遮断時間が40分以上となる、いわゆる開かずの踏切となっております。また、向郷踏切は、緊急車両の通行が妨げられる事象が発生しており、これらの踏切は、いずれも多くの自動車や歩行者等の通行を妨げ、地域の消防活動や救急活動の支障となっているほか、踏切事故など市民の生活に大きな影響を与えております。こうした課題を解決するため、連続立体交差化が計画をされました。

連続立体交差事業とは、鉄道を一定区間連続をしまして高架化または地下化をし、道路と立体交差化することで、多数の踏切を除却する事業でございます。この事業の実施により、地域の課題となっております交通渋滞や踏切事故の解消が見込まれます。さらに、鉄道による地域分断が解消され、まちづくりが進められることで、沿線地域の活性化が期待されます。連続立体交差化計画の事業を予定している区間は、谷保駅付近から立川通り付近までの約3.7キロメートルとなります。都市高速鉄道として都市計画を定める区間は、この事業区間を含む谷保駅付近から立川駅までの約4.2キロとなっております。

高架化の概要ですが、計画区間の谷保駅西側から高架化をし、矢川駅と西国立駅を高架化、既に立体化をしている立川通り付近で地表面に取りつける計画となっております。これによりまして17か所の踏切が除却されるとともに、国立3・4・14号線や立川3・5・6号線など、5か所の都市計画道路と立体交差化されます。西国立駅周辺では、向郷踏切及び上野原第一、第二踏切が除却されることとなります。なお、一部では、高架への移行区間の関係で必要な高さが確保できないため通行できなくなる踏切や、構造上の関係で通行車両の高さに制限がかかる踏切などがございます。

西国立駅部における横断図は、これは川崎方面から立川方面を見たものでございます。現在、西国立駅は、地表にホーム2面、線路2面となっておりますが、これがホーム1面、線路2面の構造に変更されます。高架構造物の地上からの高さは約14メートル、都市計画の幅は約19メートルでございます。一般部の高架構造物の地表からの高さは約9

メートルから 12 メートル、都市計画の幅は約 11 メートルでございます。また、駅の西側に交通広場の整備を計画しております。

続きまして、今回の変更の内容ですが、改めて図で示している箇所につきまして都市計画の変更、または新たに都市計画を決定いたします。

これ以降の変更内容の説明に係る詳細な内容につきましては、非公開の情報が含まれることから、会議を非公開にする理由について御説明をいたします。お手元の参考資料を御覧ください。会議を非公開とする理由につきましては、これ以降の説明の内容に、立川市情報公開条例第 7 条第 6 号、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」が含まれるためでございます。

立川市審議会等会議公開規則第 4 条に、会議を非公開とする場合には、会長によりその理由を明らかにし、会議に諮らなければならないと定められていることから、一旦、進行を会長にお戻しをいたします。よろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、変更内容の説明に係る詳細な内容については、立川市情報公開条例第 7 条第 6 号に掲げる情報に該当すると認め、以降の会議を非公開にすることについて皆様にお諮りします。

非公開とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長 それでは、これ以降の変更内容の説明に係る詳細な内容については、会議を非公開といたします。

なお、お配りした立川市都市計画審議会資料（案件説明）と、パワーポイントを印刷した資料の非公開とされた資料につきましても非公開とし、この場限りといたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

傍聴者がいらっしゃいますので、これより非公開情報を取り扱うため会議を非公開といたします。申し訳ありませんが、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

（休憩）

非公開情報のため省略

○古川会長　それでは、案件説明会を終了いたします。

本日予定していた議題は以上となります。

以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終了いたします。

閉会　午前１０時３８分